

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成27年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月31日

栃木県監査委員	五十嵐	清
同	山形	修治
同	金井	弘行
同	石崎	均

行第172号  
平成29年3月9日

栃木県監査委員	五十嵐	清	様
同	山形	修治	様
同	金井	弘行	様
同	石崎	均	様

栃木県知事 福田 富一

平成27年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況

県税の賦課徴収事務について

項目	監査結果	講じた措置
1 個人県民税 (1) 地方税協働徴収 担当業務について	<p>年金で生活する滞納者の未納額が約2,581千円と過大で、分納誓約書に基づく納税スケジュールでは、完納までに10年以上の期間を要する案件があった。未納額がこのように過大になる前に市町と連絡を密にし、協働徴収を早期に着手すべきである。</p> <p>分納誓約の不履行者に対して、約8か月間催告をしていなかった案件があった。差押等を検討すべきである。</p>	<p>これまでも、市町に定期的に大口滞納案件の報告を求め、市町との連携を密にして、地方税法第48条に基づく徴収の引継ぎを受けている。</p> <p>更に、平成28年度からは、年度途中で大口滞納が発生した場合には、その都度協議し積極的に引継ぎを受けることとした。 (税務課)</p> <p>当該案件については、平成28年度に催告実施後勤務先へ給与照会をした結果、分納を再開した。今後、分納不履行となった場合は滞納処分に速やかに移行する。</p> <p>また、今後このようなことがないように、滞納整理等の進捗状況について進行管理の徹底を図った。</p>

(税務課)

滞納者の勤務先に給与照会を行ったが応答がなく、以降約9か月間、滞納整理手続を行っていない案件があった。勤務先への照会書回答の送付依頼、滞納者の現況把握のための臨宅等を行うべきである。

当該案件については、平成28年度に勤務先へ臨店したところ滞納者は既に退職していたため、滞納者宅へ臨宅し本人の現況を確認した結果、収入が無いことが判明した。今後は定期的に状況把握に努める。

また、今後このようなことがないように、滞納整理等の進捗状況について進行管理の徹底を図った。

(税務課)

分納誓約の履行がない滞納者に対して、約5か月間、催告等の手続をしていない案件があった。滞納者の現状把握を行い、催告や給与照会に基づく差押を行うべきである。

当該案件については、平成28年度に催告実施後、勤務先へ給与照会をしたところ滞納者は既に退職していたため、滞納者宅へ臨宅し納税指導を行った結果、分納を再開した。今後、分納不履行となった場合は速やかに滞納処分を行っていく。

また、今後このようなことがないように、滞納整理等の進捗状況について進行管理の徹底を図った。

(税務課)

滞納者に対して分納誓約の内容を電話で確認し、返信を依頼して誓約書様式を送付したが、返信未入手のまま約5か月経過している案件があった。誓約書を早期に入手し、給与差押等を検討すべきである。

当該案件については、平成28年度に勤務先へ給与照会をしたところ、滞納者からの分納の申出があった。その後、分納誓約が誠実に履行され、完納に至った。

また、今後このようなことがないように、滞納整理等の進捗状況について進行管理の徹底を図った。

(税務課)

(2) 個人住民税徴収業務における県と市町の協力強化について

個人県民税は、各市町が個人市町村民税と合わせて個人住民税として賦課徴収している。よって、納税者が滞納しており市町で徴収ができない場合には個人県民税も未納となってしまう。

平成28年度から、市町において大口滞納者や徴収困難滞納者をリスト化し、それを基に協議の上、地方税法第48条に基づく引継ぎを受けるとした。

現在県は、地方税法第48条に基づき、個人住民税の徴収引継ぎを実施している。

また、年度途中で大口滞納が発生した場合には、その都度、協議をし、積極的に徴収の引継ぎを受けるとした。(税務課)

市町から県への徴収引き継ぎは、高額・徴収困難案件を中心に引き継ぐよう県が市町に要請を行っているが、最終的には市町が選定したものを引き受けることにな

る。

徴収率をあげるためには、県が市町に要請している高額・徴収困難案件を積極的に引き受け、滞納期間が長期化する以前に徴収することで徴収実績をあげていくことが重要である。

しかし、県は市町から滞納者の総件数及び滞納税額の総額について報告を受けているが、全ての個人別の詳細については把握していない。今後は、市町と個人別の詳細な情報の共有をさらに進展させ、徴収引受対象とすべき高額・徴収困難案件の取りこぼしがないよう県と市町の徴収引き継ぎ対象の協議の強化を図っていくべきである。

(3) 特別徴収の一斉指定への対応について

県では県内全市町において、平成27年度から給与の支払いを行い、所得税の源泉徴収を行っている事業者を、特別徴収義務者として一斉指定することになった。

これに伴い、従来普通徴収により納税者が納付していたところ、給与支給額から天引きし事業者が納税者に代わって納入することになるので徴収率があがることが期待される。

しかし、なかには事業者が特別徴収への対応を失念してしまうことも考えられ、そうなると滞納期間が長期化し徴収が困難となる。そこで、県は市町と個人住民税の特別徴収義務者一斉指定の事務に係る情報交換会を実施している。情報交換会では滞納整理方針について協議し、特別徴収実施指導や滞納繰越のある特別徴収義務者に対する地方税法第48条での引き継ぎ等の施策を掲げている。

今後、実働段階において滞納期間の長期化を避けるため、県が積極的に関与できるような体制の強化を図っていくことを期待する。

地方税法の改正により、平成28年度から、現年課税分のみの案件についても地方税法第48条の徴収引継が可能となったことから、特別徴収義務者に係る大口滞納案件の報告を求め、市町との連携を密にして、滞納期間の長期化防止を図ることとした。(税務課)

## 2 法人県民税・事業税

(1) 税務オンラインシステムへの入力

收受された申告書は、職員により税務オンラインシステムに入力

平成28年10月から、税務オンラインシステムへの入力事項の確認

及びチェックについて	<p>されるが、入力後のチェックも入力した職員自身が行っている。各申告書に入力担当者が個人印を押印するなどして、入力担当者名の記録を明確に残すべきである。</p> <p>また入力事項のチェックは、必ず入力者とは別の職員が行うとともに、チェック担当者名についても、その記録を明確に残すことにより、誤入力防止策を講じるのみならず、その責任の所在も明確にすべきである。</p>	<p>は複数の職員で行い、申告書や調定状況一覧に入力者及び確認者の記録を残すことにより、誤入力防止、責任の所在を明確化することとした。 (税務課)</p>
(2) 「是認更正決定調査票」等の是認か否認かの判定について	<p>更正・決定の判定では、担当者及び上席者によるチェックが行われているが、是認については担当職員が行っており、上席者によるチェックが行われていない。上席者による二重チェックを行うとともに、判定を行った担当者名とそのチェック者名の記録を明確に残すべきである。</p>	<p>平成28年10月から、是認の判定も複数の職員で行い、調査表、課税標準通知及び是認一覧に担当者及び確認者を記録することとした。 (税務課)</p>
(3) 更正の未実施について	<p>法人税申告書で当期欠損を計上しているにも関わらず、事業税申告書では所得ゼロとなっている申告が散見された。このような申告に対し、県では手続省略を理由として是認処理を行っている。</p> <p>地方税法第72条の39第1項では、「道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるものが申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る所得割の課税標準である所得が、当該法人の当該所得割の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得を基準として算定した所得割の課税標準である所得と異なることを発見したときは、当該所得割の基準課税標準により、当該申告又は修正申告に係る所得割の計算の基礎となった所得及び所得割額を更正するものとし、申告書又は修正申告書に記載された所得割額の算定について誤りがあることを発見したときは、所得割額を更正するものとする。」と定められている。</p>	<p>地方税法第72条の39の規定による更正処分は、納税義務が成立していることを前提としてなされるべきものと解されるが、所得が欠損であっても、ゼロであっても、県が法人に対して金銭給付請求権を有しない、すなわち法人に納税義務が生じていない状況に変わりはなく、更正処分を行う前提条件を欠くものと解する。この他、「欠損金額についても更正又は決定をする明文規定のない以上欠損金額の更正又は決定はできない」旨の判例もあること、また他県でも本県と同様に取り扱いしていること、及び事務の効率化の観点も併せて考慮し、従来どおり取り扱うこととする。 (税務課)</p>

	<p>地方税法の規定によれば、所得割が0のまま変わらない場合であっても本来は所得割の計算の基礎となった所得を更正すべきである。</p>	
<p>(4) 納税者に対する自主申告の催告手続等について</p>	<p>法人税の更正や決定がされた場合、税務署から県税務課を經由して2か月後に各県税務所に更正や決定がされた内容が文書で通知される。各県税務所は、文書による通知を受けた後、法人県民税の更正や決定を行い文書で納税者に通知している。各県税務所では、当該通知前に、法人税の更正や決定がされたことを把握できた場合は、電話連絡等によって自主的に修正申告又は確定申告するよう催告すべきである。</p>	<p>税務署からの法人税の更正・決定通知は、通常、義務修正期間（法人税の更正・決定日から1か月）後になるので、この場合は直ちに更正・決定処理している。なお、当該通知前に法人税の更正や決定がされたことを把握することができるのは稀であるが、把握することができた場合は、平成28年度から電話連絡等により対応することとした。（税務課）</p>
<p>(5) 未申告法人への対応について</p>	<p>① 申告催促手続について 電話により市内に事業所が存在したことを確認し、申告書一式を本店に送付したが、その後半年以上電話連絡等を行っていない案件があった。定期的に連絡を入れて、申告の催促を行うべきである。</p> <p>② 決定の順序について 2期分の決定を行う際に、新しい事業年度を先に決定し、遡及して古い事業年度の決定を約4か月後に行っている案件があった。決定は、古い事業年度を先に行うべきである。</p>	<p>申告指導を行った法人に対しては、定期的に連絡を取り継続した管理を行うなど、適切に対応するよう、平成28年度に取扱いを徹底した。（税務課）</p> <p>今後、同様の事例があった場合は、先に開始した事業年度分から決定するなど、適切に対応するよう、平成28年度に取扱いを徹底した。（税務課）</p>
<p>(6) 大型商業施設で営業する法人の未登録調査の継続実施について</p>	<p>栃木県内には大型商業施設が多数存在するが、入居するテナントへの法人未登録調査は、数年に1回の実施であり毎年継続的に実施していない。大型商業施設では、テナントの入退去が多く、法人未登録調査を毎年継続して実施すべきである。</p>	<p>未登録法人調査については、継続して実施すべきであり、これまで大型商業施設のみならず、産業団地なども対象に、適宜実施してきたところであるが、大型商業施設に特化して調査を毎年実施することは事務負担の点からも難しく、また未登録法人を捕捉する上で効果は極めて限定的と考えられるので、従来どおり概ね3年ごとに実施することとする。（税務課）</p>

<p>(7) 保養所を取得した法人に対し、法人県民税を課税留保した案件について</p>	<p>法人が、別荘地として県内に土地付き建物を取得したが、事業所や保養所の要件を具備しているか判断できずに継続調査とし、法人県民税が課税留保のままとなっている案件があった。</p> <p>案件では、会社代表者から会社従業員の福利厚生施設として取得した旨の説明を受けている。必要に応じて現地調査を行い、利用状況を確認し法人県民税の課税の要否判断を的確に行うべきである。</p>	<p>当該案件については、平成28年度に、電話で現況を確認できない場合は現地調査を行い、現況を確認の上、課税の適否を判断することとした。(税務課)</p>
<p>(8) 事業者登録調査の経緯、結論及び記録保存について</p>	<p>県税事務所に申告された法人二税申告書のうち外形標準課税に係る添付書類から栃木県内に事業所を有すると思われるテナント賃借事業者を抜き出し、事業者登録の有無を調査している。この方法による事業者登録の調査は、平成26年度よりB県税事務所で実施している。</p> <p>調査は、以下の方法で行われている。外形標準課税に係る添付書類から、栃木県内に拠点を持つテナント賃借事業者を調査し、登記事項証明書の取得、ホームページの閲覧、事業者へ電話連絡を行う。また、必要に応じて訪問を行い事業所の有無を確認する。</p> <p>調査記録簿には、調査記録や調査実施者のメモ書き等が綴られていたが、誰が、いつ、どのような調査手続をしたのか等の記録を定型化しておらず、また、結論に至った経緯が明瞭でない。</p> <p>収集した資料の綴りを保存するだけでなく、担当者以外の職員が閲覧しても理解できるように定型化して明瞭な状態で記録保存し、さらに結論に至った経緯を記載すべきである。</p>	<p>当該案件については、個別に調査を実施した。</p> <p>なお、調査の経緯や判定内容を明確に記載するため、平成29年度から、調査記録簿（未登録法人実態調査表）を定型化することとした。(税務課)</p>
<p>(9) 新規法人事業所把握において、内容に疑義のあるものに対する現地調査の必要性について</p>	<p>C県税事務所管内で年内に不動産を取得した法人のうち、事業所登録のない法人に照会文書を郵送し、ファックス回答による調査を行っている。実態調査の結果は以下の通りである。</p> <p>人員等の制約があり現地調査を</p>	<p>法人から事務所又は寮等に該当するか否か明確な回答が得られなかった場合は、必要に応じて現地調査を実施するよう、平成28年度に取扱いを徹底した。(税務課)</p>

全件行うことが不可能であることは理解できるが、ファックスや電話連絡による回答を鵜呑みにせず、内容に疑義のあるものについては現地調査を行い実態に則した課税を行うべきである。

(10) 電気供給業を行う法人の法人事業税の申告について

電気供給業を行う法人の法人事業税は、収入金額を課税標準とする収入割を申告することとなっている。

例えば、電気供給業以外に主たる事業を営む法人が、太陽光発電設備を設置して売電収入を得ている場合、その売電収入金額が主たる事業の売上金額の1割程度を超える場合には、区分計算を行い、電気供給業に係る収入金額に基づいて法人事業税の収入割の申告を行う必要がある。

法人事業税の申告書には、国税である法人税の申告のように法人の決算書等の添付が要求されていないため、現状では、電気供給業に係る収入金額の有無及びそれが主たる事業の売上金額の1割程度を超えるか否かを確認する手段がない。

今後、電気供給業に係る法人事業税の収入割の課税漏れが起こらないように、これらの確認方法を十分検討すべきである。

(11) 医療法人等の調査について

介護保険法の規定に基づくサービスを行う医療法人等については、サービスの種類によって介護保険診療報酬を課税所得と非課税所得とに分類する必要がある。しかし、確定申告書及び添付書類からはサービスごとの内訳が不明なため、県が実施する机上調査の際に課税所得と非課税所得との分類計算の正確性をチェックできていない例が散見された。よって、「医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引」にて、確定申告書に介護保険診療報酬の内訳書等を添付するよう依頼し、分類が適正に行われているかチェックすべきである。

平成28年度に、発電設備の認定事業者等の情報を収集する方法について、他県の状況を参考に取扱いを統一することとした。

(税務課)

平成28年度に、介護保険診療報酬の内訳を把握する方法について、他県の状況などを参考に取扱いを統一することとした。

(税務課)

(12) 自主決定法人の更正処分について	<p>医業に係る自主決定法人の更正処分件数が多い。</p> <p>更正処分の多い主要因は、税制改正の趣旨を理解していなかった医療法人が多く、改正に従った申告がされていないことがあげられる。県税事務所では税理士会例会等を通じて改正点等の周知を行っているが、より一層の周知徹底を図り、更正処分件数を少なくする努力をすべきである。</p>	<p>これまで県ホームページへの手引の掲載や、地区税理士会例会などで周知を図っているところであるが、今後、誤りの多い点についてわかりやすく説明するなど制度の周知に努めていく。(税務課)</p>
(13) D県税事務所からE県税事務所への調査案件の引き継ぎについて	<p>法人二税申告書の添付書類から県内に事業所を有している可能性のある事業者を選定し、法人二税の申告がなされているかの調査を行っている。</p> <p>調査のうち、平成26年3月31日の申告書に関してD県税事務所からE県税事務所への引き継ぎが必要であるにも関わらず、実際には実施されていない案件があった。担当者は、包括外部監査を実施した平成27年6月15日に引き継ぎされていない事に気づき、D県税事務所側で必要な電話連絡等の調査を行った後、E県税事務所に引き継ぎを行っていた。</p> <p>県税事務所間で密接に連携し、速やかな引き継ぎと調査を行うべきである。</p>	<p>県税事務所間の連携を密にし、県税事務所間で引継ぎが必要な案件については、速やかに引継ぎを行うよう、平成28年度の事務指導において徹底を図った。(税務課)</p>
<p><b>3 個人事業税</b></p>		
(1) 個人事業税の判定について	<p>個人事業税の課税の適否判定の基本的な考え方は、通達等により各県税事務所で統一がなされているが、判定した際の調書の残し方は各県税事務所で異なる。調書の記載内容を確認したところ、どのようにして判定を行っているかがあいまいとなっているものが散見された。</p> <p>特に、このような判断に迷う事例については、その判断基準(根拠としたもの)を調書に残していくべきである。</p> <p>また、税務課が行う各県税事務所に対する事務指導の際、個人事業税の課税の適否判定が適切になされているか、その判断の経緯が調書として残されているかのチェ</p>	<p>個人事業税の課税の適否判定調書の作成と根拠の明記について、平成28年度の事務指導において徹底を図った。(税務課)</p>



ックを行うことで判断基準履行の徹底化を図っていくべきである。

(2) 対象事業の解釈について

個人事業税の対象事業は、地方税法及び政令で定めた70業種のみとされており、トリマーなどの新しい形態の業種については、地方税法等で詳細が定められていない。そのため、解説書等をもとに担当者が判断し課税課長が承認している状況であり、他県、県税事務所間で取り扱いが異なる可能性がある。よって、新しい形態の業種については、他県の課税状況の調査をより進めるとともに各県税事務所宛てに対象事業か否かの通達等を出し、県税事務所間での取り扱いに相違がないよう努めるべきである。

新しい形態の業種が課税対象となるか否かについては、必要に応じ、他県の状況を調査するなど、引き続き、税務課において、統一した見解を示すよう努める。

(税務課)

(3) 照会の十分性について

代理業、請負業、運送業などは事業所得で申告していても実態として給与と同等で事業性がない場合があるため、県では申告内容や所得率から事業性の判定を行っている。外部監査において県税事務所が収集した個人事業税の課税資料となる所得税の確定申告書の写しを閲覧したところ、売上先が1箇所であったり、毎月の売上が同額であるなど、事業性に疑義が残る納税者に対して事業税が課税されている例が散見された。このような納税者に対しても県は照会を行っておらず、事業性の判定が誤っていた可能性が残る。よって、事業性に疑義がある場合は、納税者への照会を積極的に行い、適正な課税に努めるべきである。

事業性の有無の判定については、これまでも統一した取扱いを定め、判定を行い、疑義が生じる場合は、文書照会を行っている。

今後もこの取扱基準に基づき、適正な課税を行っていく。

(税務課)

(4) 所得内容の確認について

個人事業税の対象所得は、農業所得、事業所得、不動産所得であり、雑所得は対象外となることから、県では雑所得の内容については何も確認していない。

太陽光発電収入のように所得区分が複雑な例もあり、本来は事業所得又は不動産所得で申告すべきものが雑所得で申告されている可能性もあるため、雑所得の内容には注意を払い、疑わしき内容につ

雑所得に係る事業性の有無の判定基準について、平成28年5月に事務取扱いを定め統一を図った。

(税務課)

<p>(5) 国税連携データの抽出漏れがある可能性について</p>	<p>いては調査を実施すべきである。</p> <p>通年事業分は所得 290万円以上、年の途中で開廃業をしている場合は所得24万1千円以上を抽出し、個人事業税の課税の有無を判定している。年の途中で開廃業しているかどうかは、確定申告書の「開廃業」欄又は決算書の事業年度で把握しているが、この欄への記入を失念してしまう可能性もあり、抽出漏れが生じている可能性がある。</p> <p>確定申告書の「開廃業」欄へ忘れずに記入してもらえよう、周知徹底を図るなどの対策が必要である。</p>	<p>事業の開廃があった場合の確定申告書の事業税開廃業欄への記入について、平成28年度の関係団体との協議会等で周知した。</p> <p>(税務課)</p>
<p>(6) 業務フローの統一について</p>	<p>個人事業税の業務は、各担当者が個別に事業税の計算をするが、最終段階で本来課税すべきものが漏れていないか、本来課税すべきでないものが課税されていないかの確認が行われている。しかし、その業務フローが県税事務所間で異なっていた。例えば、本来課税すべきでないものを課税していないか確認するため、別途作成した繰越損失累計額の一覧表と突き合せを行う業務を実施している県税事務所とそうでない県税事務所があった。</p> <p>基本的な業務フローについては各県税事務所ですべて統一すべきである。</p>	<p>平成28年度に基本的な業務フローを作成し、取扱いの統一を図ることとした。</p> <p>(税務課)</p>
<p>(7) 電算システム等の有効活用について</p>	<p>繰越損失累計額の一覧表の作成は、税務課から年に1度「繰越損失一覧」として紙で送付される資料に基づき県税事務所が行っている。</p> <p>紙の資料を受け取り手作業により集計する作業を行っているが非効率であり、データを加工処理するよりも処理誤りが生じやすい。</p> <p>セキュリティの関係から税務課と県税事務所間でのデータのやりとりが行えないとのことであるが、電算システム等を活用することが有用であるものについて精査を行い業務の効率化を図っていく</p>	<p>これまでも法人税データや自動車税の課税データ、年度決算データなど提供が可能で業務の効率化に有用なデータについて、電子データで提供してきたところであるが、平成27年12月から「免税軽油更新対象者」について、新たに電子データでの提供を開始した。</p> <p>今後も業務の効率化が図れるものについて、電子データでの提供をしていく。</p> <p>(税務課)</p>

べきである。

#### 4 不動産取得税

##### (1) 不動産取得税の減免制度の広報について

不動産取得税については、一定の場合について減免制度が条例で定められているが、減免制度があることについて広報が不十分である。

減免の対象となる不動産の取得者は、開発業者や地方公共団体関連の公益法人が多くを占めるが、一般の個人でもその対象となることがある。

不動産の贈与が親族間で行われ、当該贈与の行われた日から概ね1年以内に錯誤等の登記原因により、当該贈与が抹消された場合で一定の要件を満たす場合には、不動産取得税の全額が本人からの申し出により減免される。

このような場合に、減免制度を知らなかったため、減免されないことになってしまう個人の不利益を防止するためにも、また、課税の公平性の観点からも、減免制度の周知を図ることは必要である。

例えば「県税のしおり」に減免制度について記載するなどして、広報に努めるべきである。

不動産取得税の減免制度については、これまでも「県税のしおり」などのパンフレットのほか、県ホームページ等の媒体を活用して広報するとともに、電話等での問い合わせ時に丁寧に説明してきた。

今後とも各種媒体等を活用し、周知を図っていく。(税務課)

##### (2) 不動産取得税の時効について

時効により課税できない物件が、毎年発生していると推定される。時効となる課税物件については概ね下記の二つの事例が考えられる。

i 建物の場合年1回各県税事務所に、市町より時効物件の書類が提出される。

この中には、不動産取得税の対象となる物件も含まれていると推定される。

しかしながら、既に5年の時効が経過しているため、課税できていないのが現状である。

建築確認申請の必要のない小規模な未登記の建物の場合、市町がその情報を収集し、県に報告しない限り、課税の対象か否かの判断ができない。

ii 土地についても、売買等により土地の所有権の移動があつて

時効による課税の漏れが生じないように、今後とも、市町から提出される未登記物件等の情報から課税物件の把握に努めていく。

(税務課)

も、未登記であれば、課税が漏れてしまう可能性がある。

i については、各市町に、未登記の建物の把握について努力を促す。

ii については、県が未登記物件を把握することは非常に困難である。

しかしながら、課税の公平性という観点からは、時効による不動産取得税の課税漏れは、簡単に容認できるものではなく、時効前に把握する努力を継続する必要がある。

県においては、時効による課税の漏れが生じないように、これまで以上に努力し、課税物件の把握に努めていただきたい。

## 5 ゴルフ場利用税

(1) ゴルフ場（特別徴収義務者）に対する交付金について

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対して、県は納期限内納入額の1.7%の交付金を支払っている。

その目的は、ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運用を図るとともに、ゴルフ場の徴収事務に係る負担に配慮したものと考えられる。

しかしながら、ゴルフ場利用税は利用者が負担するものであり、ゴルフ場は一時的に預かっているにすぎず、特別徴収義務者に対し、交付金を払う必要があるのか疑問を感じざるを得ない。

特別徴収事務の導入時ならともかく、広く周知され一般的に特別徴収が行われている現状では、交付基準の見直しや、交付金制度そのものについて再検討が必要である。

(2) 「ゴルフ場利用料金等変更予定届出書」の提出がない場合の更正について

特別徴収義務者が本来適用すべき税率よりも低い税率で申告納入していたにも関わらず、更正していない。

平成26年9月のゴルフ場への訪問調査で、本来5級（800円のゴルフ場利用税）で徴収すべきところ、6級（700円）で徴収していた事実が判明した。

特別徴収義務者交付金制度は、納期限内納入の促進を図るため、ゴルフ場の利用者からの徴収や一定期間の帳簿の保管等の事務負担に対しその経費の一部をゴルフ場に補助する制度であり、特別徴収制度の円滑な運営と県税収入の安定的確保に寄与している。

さらに、他のほとんどの都道府県も本県と同様交付金制度を導入している。（税務課）

当該案件については、平成28年度に開催された近県会議において、国に協議したところ、遡って税率を更正することは法的にできないとの見解が示された。

また、近県においても本県と同様の取扱いがされている。

なお、平成28年度に特別徴収義務者変更届出書の提出漏れがない

この結果、平成26年4月から平成26年8月までの納入額が約95万円不足であったが、平成26年9月からの改善を指導したのみで、不足税額については更正されていない。

ゴルフ場利用税の等級（税率）は、栃木県県税条例において「ゴルフ場の規模、利用料金その他の規則で定める基準により、ゴルフ場ごとに知事が定める。」と規定しており、法令解釈として、「ゴルフ場利用税の等級（税率）は、等級決定によって等級が定まることにより定まるのであって、等級決定がない以上、従前の等級によって算出される税額がゴルフ場利用税の税額となるものである。」という解釈論があるとのことであるが、不足税額を把握しながら、それに対応するすべを持たないのは、課税の公平性や公正性に反すると考えられる。

この事例のように遡って更正できないという現状では、適正に事務を行っているゴルフ場との間には著しい不平等があると言わざるを得ない。

ゴルフ場利用税の等級（税率）決定について、近県と協調して法令解釈を国に協議することなども含め、今一度検討すべきである。

### (3) ゴルフ場利用税の更正について

#### ① 減額更正

ゴルフ場への訪問調査の結果、非課税適用者を特例税率適用者と誤って申告していた事実を把握した。これについては、特別徴収義務者の過大納入となっているが納税額の返還をしていない。金額は僅少ではあるが、減額更正すべきである。

#### ② 増額更正

ゴルフ場への訪問調査の結果、特例税率適用者を非課税適用者と誤って申告していた事実を把握した。これについては、特別徴収事務者の過少納入となっているが指導にとどめ、更正をしていない。現状では、このように金額が僅少

よう事業者への指導を徹底した。  
(税務課)

課税の公正・公平性を維持する観点から、平成28年度に減額更正額の規模に関わらず、適正に減額処理を行うよう取扱いを徹底した。  
(税務課)

課税の公正・公平性を維持する観点から、平成28年度に増額更正額の規模に関わらず、適正に課税を行うよう取扱いを徹底した。  
(税務課)

な場合の取扱いはない。金額は僅少ではあるが、課税の公平性や公正性からして、不足税額を放置しておく正当な理由はなく、更正すべきである。

(4) 調査結果の通知について

特別徴収義務者への調査の結果、誤った納税額を把握しているにもかかわらず、「更正又は決定若しくは決定すべきと認められない旨の通知書」を発行している。

たとえ、指導にとどめ更正処分をしなかったとしても、「更正又は決定若しくは決定すべきと認められない旨の通知書」を発行することは、今後の指導にも影響を与えることが懸念される。

平成28年度から、増減額の規模にかかわらず、減額又は増額更正を行うこととした。(税務課)

(5) 調査票の記載について

ゴルフ場へは3年に一度実地調査を行っているが、その際の調査票の記載に、あいまいな記述が散見される。

例えば、ゴルフ場利用税徴収簿と営業日報とに差異を発見したにもかかわらず、その理由が記載されていないために、徴収額が適正であったのか否かの判断ができない事例や、特例適用者と非課税適用者の取り違えがあったのか否かの判断に窮するような、あいまいな記述がなされていた。

調査票の記載については、第三者の的確な判断ができるよう、記載マニュアル等の整備が求められる。

平成28年度から、申告額や課税、非課税の適否の判断が明確化するように統一した調査票様式を定めるとともに、様式内に詳細な記載要領を示し、今後の実地調査は、これに基づき実施するよう取扱いの徹底を図った。(税務課)

(6) 調査票の統一について

ゴルフ場へ実地調査した場合に、調査票を県税事務所の担当者が作成しているが、調査票の様式が各県税事務所においてまちまちである。

記載マニュアルの整備とともに調査票の様式も統一して整備すべきである。

平成28年度から、統一した調査票様式を定めるとともに、様式内に詳細な記載要領を示し、今後の実地調査は、これに基づき実施するよう取扱いの徹底を図った。

(税務課)

6 自動車取得税・自動車税

(1) 自動車税減免の継続について

継続して減免となる者については、葉書による使用状況調査のみであり、長期間変更のない者については、改めて資料等の提出を求

減免の継続に当たっては、これまでも、ハガキによる調査だけでなく、身障者手帳の返納状況を確認する補完調査など、減免要件に

める必要がある場合がある。

現状では、いつから減免の対象者となったか容易に把握できず、葉書で変更がない旨の回答を得れば、自動車税は継続して減免扱いとなってしまう。常識的に考えて、あまりにも長期間変更届けがない場合には、何らかの疑いを持つ必要があると考えられる。

税の免除については、公正な判断が求められ、慎重に取り扱う必要がある。したがって、まずは、いつ認定され、いつ変更届けが提出されたかを把握する体制を整える必要がある。そのうえで、長期間変更のない者については、改めて必要書類を確認する等の措置を考慮すべきである。

該当するかどうかの実態確認を行っており、今後も引き続き実態の把握に努めていく。(税務課)

(2) 減免申請に必要な書類の不備について

障害を理由とする減免申請を行う場合で、運転者が障害者本人でなく生計同一者である場合には、住民票の提出が必要であるが、住民票が添付されていないケースがあった。

障害者手帳の住所と運転者の免許証の住所とが一致していたため、生計同一者との推定はできるが、住民票の原本の添付が必要である。結果的に、申請書類に不備があったにもかかわらず、減免を認めたことになってしまった。

申請受付にあたっては、さらなる注意が必要である。

平成28年度から、減免申請の受付に当たっては、申請書類に不備がないよう、複数人でチェックするなど、チェック体制を強化した。(税務課)

(3) 自動車税減免の手続きについて

減免手続きがすみやかに取られないケースが多々ある。

自動車税の減免に関する広報は、①県税のしおり②自動車税納付書に同封するパンフレット③各市町の広報誌(春号)における広報④各市町の福祉担当の窓口に着いてもらっているパンフレット(自動車税の減免、自動車取得税の免除制度について)等により行っているが、減免対象者にもかかわらず、数か月あるいは数年間に渡って減免手続きを行っていないケースがあった。県の広報が隅々まで行き渡っていれば、多くの場合、納税者の不利益が解消され

減免手続きの周知については、パンフレット等による広報活動以外に、県ホームページ及び新聞等の媒体も活用しており、今後も引き続き広報活動に努めていく。

(税務課)

たと考えられる。

県のこれまでの広報の努力は認められるが、例えば、自動車販売店にパンフレットを備え置いてもらうなど、より広報活動を強化し、すべての減免対象者が、すみやかに減免手続きを実行できるよう広報活動に努めていただきたい。

(4) 統計資料の入り繰りについて

税務オンラインシステムの制約により、本来自動車税の調定額として集計されるべき金額が、統計資料上は自動車取得税として集計されてしまっている事例が検出された。

金額は僅少であるが、統計資料の正確性を期すため、このような入り繰りを補正する必要がある。

平成28年度から、登録月と徴収月が異なる自動車税（証紙分）についても自動車税として集計できるよう、システムを改修した。

(税務課)

(5) 付加物調査の調査対象者について

自動車取得税の課税標準には車両本体のほか付加物（ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物）を含めることになっているが、付加物の範囲が比較的複雑なため、付加物の誤申告が生じる可能性がある。県では誤申告を防ぐ目的で、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販協会」という。）の栃木県支部会員の自動車販売業者へ現地調査に行っている。

しかし、自販協会栃木県支部の会員はディーラー系の34社（平成26年7月1日時点）のみであり、独立系の自動車販売業者（サブディーラー）や県外に拠点を置く自動車販売業者は調査対象者から外れてしまっている。

自販協会会員の申告は自販協会栃木県支部の登録業務代行センターが代行しており、付加物の範囲に対する見解は統一されているものと推測されるため、会員の申告については誤申告のリスクは比較的高くないと思われる。むしろ独立系の自動車販売業者の方が見解の統一が図られておらず誤申告のリスクが比較的高いと考えられる。

現状では自販協会会員に対して

付加物の適正な取扱いが統一的に図られるよう、平成28年度から、新たに県内の独立系自動車販売業者も対象に加えて付加物調査を実施することとした。

なお、県外拠点の自動車販売業者については、その所在地の都道府県が調査を行っていることから、近隣他県の実施状況を踏まえ、必要に応じて調査を実施することとした。

(税務課)



3～4年ごとに巡回して調査を実施しているが、まだ調査を実施していない独立系や県外の新車販売業者に対して調査を実施した方が調査の実効性を高められるはずであり、調査範囲の見直しが必要である。

## 7 軽油引取税

(1) 免税軽油使用者から紛失届が提出された場合の対応について

免税軽油の引き取り等に係る報告書を県がチェックをする際に、納品書や領収書を紛失した免税軽油使用者に対しては、紛失届を提出させ軽油の使用状況を口頭で確認している事例がある。

現状では、紛失届を提出した免税軽油使用者が、過去においても紛失届を提出しているか否かを把握していない県税事務所もある。

仮に頻繁に紛失届を提出する免税軽油使用者がいる場合においては、実地調査を行うことや、過去に紛失届を出しているか状況を把握できるよう、免税軽油使用者証に、紛失届を提出した事実を記載するなどの措置を講ずる必要がある。

(2) 農業経営者による免税軽油の不正使用について

農業を営む免税軽油使用者に対する実地調査の結果、圃場内走行用トラックに免税軽油を使用していた事実を把握した。

免税軽油を免税用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を県に納付しなければならない。

当該事例においては、指導にとどめているが、指導にとどめる明確な根拠はなく、本来は軽油引取税を納付させるべきである。

(3) 調査結果の通知について

農業を営む免税軽油使用者に対する実地調査の結果、不正使用を把握している若しくは疑わしい事例を把握しているにもかかわらず、「更正又は決定若しくは賦課決定すべきと認められない旨の通知書」を発行している。

たとえ指導にとどめ更正処分をしなかったとしても、このような免税軽油使用者に対し、上記の通知を発行することは、県が容認し

平成28年度から、納品書等が紛失により確認できない場合は、購入先に販売を証する書類を提出させるよう取扱いの徹底を図った。

(税務課)

当該案件について、平成28年度の調査の結果、免税用途以外の使用は認められなかった。

平成28年度からは、実地調査を行った際に免税用途以外に使用している事実などを確認した場合には、速やかに賦課徴収権を有する栃木県税事務所へ調査事案の引継ぎをすることを徹底した。

(税務課)

詳細な調査を行ってもなお、不正使用をしていることが明確でないが、疑義が残る場合は、備考欄に指導事項等を記載するなどした上で通知するよう平成28年度に取扱いの徹底を図った。(税務課)

ているとの誤解を生じることになり、今後の指導にも影響を与えることが懸念される。

したがって、このような免税軽油使用者へは、上記通知を発行すべきではない。

(4) 調査票の統一について

免税軽油使用者へ実地調査した場合に、調査票を各県税事務所の担当者が作成しているが、調査票の様式が各県税事務所において異なる。

記載マニュアルの整備とともに調査票の様式も統一して整備すべきである。

平成28年度に統一した調査票様式を定めるとともに、様式内に詳細な記載要領を示し、今後の実地調査は、これにより行うよう取扱いの徹底を図った。(税務課)

## 8 軽油引取税実額調査

(1) 路上抜取調査でのビデオカメラを活用した実効性向上への期待について

路上抜取調査結果一覧を閲覧したところ、対象車両のうち警察官の制止を無視して通過し、さらに県職員による車両のナンバープレートの読み取りが出来なかった事例があった。

路上抜取調査では、通過する対象車両を複数の県職員によって目視により観察をしている。しかし、路上調査を無視して通過していく通過車両には、車間距離を短くして複数車両で通過する場合や車両のナンバープレートが汚れている等の場合があり、県職員が目視による観察にも限界がある。

県税事務所では、平成27年度よりビデオカメラを活用し車両のナンバープレートの読み取り精度を上げ、路上抜取調査を無視した通過車両への調査強化を行う予定である。ビデオカメラを活用した路上抜取調査の実効性が向上することを期待する。

路上抜取調査において、平成27年度からビデオカメラを設置し、通過車両への調査強化など実効性の向上に努めた。(税務課)

(2) ガソリン車からの抜取調査について

路上抜取調査結果一覧によると、路上抜取調査で、ガソリン車から燃料の抜き取りをしている案件があった。

路上抜取調査の現場では、ナンバープレートや車体形状からはディーゼル車かガソリン車かの区別がつかないこともある。案件では燃料抜き取りを行った職員の調査

平成28年度から、軽油引取税調査担当に対し、路上抜き取り調査におけるドライバーへの調査趣旨の十分な説明とディーゼル車の確認を徹底した。(税務課)

経験が浅く、ガソリン車であることに気づかずそのまま抜き取りをしていた。

路上抜取調査の目的は、不正軽油の販売業者や消費者等の発見や摘発であり、ガソリン車は対象にならない。調査現場では、ドライバーへの調査趣旨を十分に説明し、必要であれば車検証を確認するなどして、路上抜取調査の対象車輦であるかの確認を徹底すべきである。

(3) 県外の不正軽油販売業者への対応について

路上抜取調査の結果、不正軽油の販売業者が県外事業者である可能性が高い案件があった。この案件は、販売業者の拠点がある他県の担当課へ調査結果を電話連絡し継続調査としていた。

不正軽油に関する地方税法の規定に基づく調査権限は、県内に拠点を置く事業者に限定される。販売業者が県外の場合、行政管轄権からその後の対応は他の都道府県に委ねられ、栃木県には賦課徴収権がない。

県は、不正軽油撲滅連絡協議会に参加し不正軽油防止の強化を図っている。引き続き他県の担当課と連絡を密にして課税強化をすべきである。

県外の不正軽油事業者については、会議等を通じて各都道府県と情報交換を行っている。

また、当該案件のような場合には、電話連絡や文書による都道府県間の相互通報を引き続き実施している。

今後とも、他県と連携しながら適切に対応していく。(税務課)

(4) 犯則嫌疑事件の早期犯則調査について

以前から定期的に指導を行ってきた事業者に対して、その指導から数年経過した後に犯則嫌疑事件として強制調査を実施し、更正・決定及び加算金決定処分を行った。この事業者から、処分の取り消しを求める訴えが裁判所に提起されている。犯則調査着手の時期等の具体的規定はないが、脱税の疑義がある場合には、早期に犯則調査に着手すべきである。

脱税の疑義がある場合は、これまでも、可能な限り犯則調査の早期着手に努めているところであり、今後も適切に対応していく。

(税務課)

## 9 軽油引取税免税証関係

(1) 軽油引取税免税証を作成する専用紙の管理について

各県税事務所では、軽油引取税免税証(以下「免税証」という。)を作成する専用紙の入出庫記録簿が作成されておらず、専用紙の定期的実地棚卸もされて

平成28年度から、新たに軽油引取免税証管理簿の様式を作成し、受払の都度、入出庫状況を記載し、定期的に在庫確認を行うこととした。(税務課)

いなかった。専用用紙の管理記録簿を設けて入出庫記録を行い、定期的実地棚卸を行うべきである。

(2) 免税軽油の利用状況が当初の使用計画と著しく異なる場合の免税証返還請求について

免税証の交付を受けた者は、免税証使用期限後一定期間以内に未使用の免税証を添付して、免税軽油の引取り等に係る報告書（以下「引取報告書」という。）を県税事務所に提出する義務がある。

引取報告書を閲覧したところ、船舶使用で免税証交付を受けた者のうち、まったく免税証を使用せず、交付を受けた全ての免税証を返還した者があった。県税事務所では、農業利用以外の免税証交付者へ、月に一度利用状況についての報告を求めているが、当初の使用計画と実績が著しく異なる場合には、報告の都度、免税証の返還を求めるべきである。

免税証の使用実績については、天候をはじめ、様々な要因により使用計画と異なる事態となることは考えられるが、平成28年度から、使用計画と著しく異なる場合には、その原因についての的確に聴取し、その状況に応じて返還を求めることとした。（税務課）

(3) 引取報告書未提出者への催促について

A県税事務所管内では、引取報告書未提出件数が110件あり、免税証申請件数に対する未提出件数割合は、2.51%であった。

県税事務所は、免税証を交付した際には、引取報告書の提出について周知・指導を徹底し、免税証交付者全員からの報告書の収受に努めるべきである。

引取報告書の提出については、これまでも免税証交付時に注意書きを手渡し、必要な周知を行うなどに努めているが、平成28年度から、更に注意書きを強調するとともに報告書の収受に努めることとした。（税務課）

## 10 狩猟税

(1) 狩猟税の納税証紙について

狩猟税の納税証紙を他の猟友会に引き渡ししていた猟友会があった。

県においてその事実を把握したにもかかわらず、外部監査の段階では、口頭による指導にとどまり、それ以上の措置は講じられていなかった。

納税証紙が余った場合には県へ返還することが原則であり、変則的な取り扱いは、県でのその後の調査に混乱を招く恐れがある。

狩猟税の税収については問題ないものの、当該猟友会に対しては、再発防止策を講じさせるべきである。

平成27年度から、所管する猟友会に対して、納税証紙を余分に購入しないよう狩猟者の人員や該当する税率を十分確認するよう取扱いの徹底を図った。（税務課）

## 11 滞納処分

<p>(1) 「進行管理表」のアクセス制限について</p>	<p>A 県税事務所の収税課では、自動車税以外の税目の滞納分については個人別の「進行管理表」に基づき徴収の管理を行っている。この「進行管理表」は、表計算ソフトウェアを用いて作成されているが、アクセス制限が行われていない。</p> <p>当該管理表は、滞納の徴収管理に関する重要な情報が記載されていることから、少なくとも表計算ソフトのファイルにパスワードを設定するなどにより、閲覧や変更に関するアクセス制限を行うべきである。</p>	<p>平成28年度から、個人情報に関するファイルについては、パスワードを設定するなど、更なる情報管理の徹底を図った。(税務課)</p>
<p>(2) 滞納金整理票の作成について</p>	<p>滞納金整理票とは、滞納者との交渉記録や納税状況、差押状況等、滞納者の個別的な内容を記載した記録票である。県は、全ての滞納者について滞納金整理票を作成して個別に管理している。滞納金整理票は、作成者（面接を行った職員や電話連絡を行った職員）によって書き方や内容がばらばらである。また、一部の滞納金整理票は、メモ書き程度で文字も読みにくく、取扱者（作成者）の押印が統一的にされていない。</p> <p>多忙な業務の一環として滞納金整理票を作成することが煩雑であることは理解できるが、後日別の職員が閲覧する場合でも、内容が明確となるように5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）を定型化して記録に残すべきである。</p>	<p>滞納金整理票の記載内容については、平成28年度に「地方税徴収マニュアル」の例を参考に記載することで徹底を図った。(税務課)</p>
<p>(3) 滞納金整理票とともに保存する財産調査関連書類について</p>	<p>不動産取得税の滞納案件に係る財産調査に関して、滞納者が保有する不動産の登記事項証明書が滞納金整理票とともに保存されていない事例があった。</p> <p>滞納金整理票とともに保存する財産調査関連書類に関しては、統一的なルールがないことから、換価価値の有無、あるいは担当者や県税事務所によって保存の状況がまちまちである。財産調査関連書類の保管及び廃棄に関する統一的なルールを作成し、そのルールに</p>	<p>滞納金整理票に添付する財産調査関連書類については、個々の案件の内容や滞納整理の進捗に応じて必要性を判断することとしているが、資料の取得・廃棄の経過を明確にするため、財産調査に関するデータカードの様式化を行うとともに、廃棄した場合にはその旨、滞納金整理票に必要なに応じて記録するよう平成28年度に取扱いの徹底を図った。(税務課)</p>

	<p>則った保存を行うとともに、収集した書類の廃棄に際しては、その旨を滞納金整理票にきちんと記録しておくべきである。</p>	
<p>(4) 財産調査結果の滞納金整理票への記載について</p>	<p>B県税事務所は、金融機関から入手した財産調査結果を約2か月間、個別の滞納金整理票への記載をしていなかった。金融機関から入手した財産調査結果を滞納金整理票に早期に記載し、徴税手続を円滑に行うべきである。</p>	<p>B県税事務所に対しては、財産調査結果表を滞納金整理票に添付するなど、効率的かつ円滑に徴収手続を行うよう、平成28年度に指導をした。(税務課)</p>
<p>(5) 滞納処分の停止決議書の税目の誤記載について</p>	<p>地方税法第15条の7第2項において、滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないことが規定されている。</p> <p>C県税事務所において、税目として「不動産所得税」という現存しない税目名が記載された同決議書が検出された。不動産取得税の誤記載と思われるが、県税事務所保管の原紙上には、取扱者以降、リーダー、収税課長、総括補佐、所長の承認印が押印され、また発送者印も押印されていることから、そのまま滞納者に送付された可能性が高い。</p> <p>今後はこのようなことのないように、厳重なチェックを行うとともに、当該決議書の法的な有効性についても再度検討する必要があるものと思われる。</p>	<p>C県税事務所に対しては、今後同様の誤りがないよう厳重にチェックを行うよう、平成28年度に指導をした。</p> <p>なお、当該決議書の誤記については、税目以外の記載内容から不動産取得税に対するものであることが明らかであり、当該決議書及び通知は有効であると考えられる。(税務課)</p>
<p>(6) 自動車税の徴収率向上の取り組みについて</p>	<p>自動車税の催告は、平成25年度まで毎年9月に未納者へ催告書を一斉に送付していた。</p> <p>平成26年度から、催告書の案内書面を県税事務所ごとにそれぞれアイデアを出し合って作成し自動車税の未納者に送付している。また、催告書の送付も1か月前倒しで行い8月中旬に送付している。自動車税の徴収率についても、各県税事務所コンテスト方式により7県税事務所で競い合っている。</p> <p>このような徴税努力もあり、自動車税の徴収率は全国47都道府県中4位と上位を占めている。各県税事務所の現場でそれぞれにアイ</p>	<p>自動車税の徴収については今後とも、県税事務所ごとで新たなアイデアを出し合い、徴収率向上に向けて取り組んでいく。</p> <p>なお、平成27年度においては、このような取組が奏功し、徴収率が全国2位となった。(税務課)</p>

デアを出し合い、実施することは良い取り組みだと思う。今後もさらなる努力を期待する。

(7) 延滞金及び加算金の徴収管理について

D県税事務所の収税課では、自動車税の滞納分については税務オンラインシステムのバックアップである「未納フロッピー」から出力される「滞納者別税目別集計表」に基づき、また自動車税以外の税目の滞納分については表計算ソフトウェアを用いて作成された「進行管理表」に基づき徴収の一元的な管理を行っている。

これらの帳票に記載されている滞納金額はいずれも本税のみであり、本税に係る延滞金及び加算金（以下、「延滞金等」とする。）の金額は記載されていない。このため本税が全て回収されてしまうと、たとえ延滞金等がどれだけ残っていても、これらの帳票にはリストアップされなくなってしまう。

高額の本税が滞納となり、それが長期にわたり少額で分納された場合には、延滞金等も相当の高額となったり、中には完納された本税の額を上回るケースもあることから、往々にして延滞金等も滞納となりがちである。

延滞金等には延滞金がかかることはないため、本税の回収を優先すべきことは当然ではあるが、滞納の管理・徴収は、本税のみならず延滞金等も含めて行う必要がある。「滞納者別税目集計表（内訳）」も活用し、延滞金等についても本税と同レベルの徴収管理を行うべきである。

(8) 複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額の一元化について

複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額について、各県税事務所の徴収履歴を比較したところ以下のとおりであった。

- ・ 同一時期の財産調査の実施
- ・ 同一時期の催告書や財産差押予告書の送付
- ・ 県税事務所間で連絡を取り合うようにしているとのことであるが、連絡はまれに行われ

延滞金のみの未納に対しては、「滞納者別税目別集計表」による管理は行っていないものの、本税同様、収税課内で滞納金整理票（個票）を基に、進行管理を徹底している。（税務課）

同一者に対して複数の県税事務所が徴収権を有する滞納案件については、基本的に課税権のある県税事務所において徴収にあたっているが、集約することにより事務の効率化が図れる場合には、協働徴収担当（宇都宮・栃木・矢板）に集約し徴収にあたっている。

今後とも、早期完納に向け事務の効率化を図りながら積極的に集

	<p>ているのみで頻繁な情報交換は実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税事務所で給与差押として対象企業との交渉を実施した後、別の県税事務所が当該企業に対して給与照会を行っている。</li> <li>・ 県税事務所で財産差押を実施し、納税者との納税交渉を実施した後に別の県税事務所が財産差押予告通知を発送している。</li> <li>・ 県税事務所で分納納付の話を進めている中、別の県税事務所では催告書の発送にとどまっている。</li> </ul> <p>納税者や給与差押となる対象事業者等からすると、同じ県税であるにもかかわらず複数の県税事務所との対応となり混乱が生じてしまう。また、納税者の資力が乏しい場合には分納による納税指導を行なっているが、交渉している県税事務所が徴収権を有する納税額のみを指導にとどまっており、納税者からすれば県税事務所との交渉は済んでいると勘違いしてしまう可能性もある。</p> <p>それゆえ、県税事務所間で重複する滞納税額については1つの県税事務所に集約して徴収業務を実施すべきである。特に滞納が長期化しているものについては、積極的に徴収業務を集約していくべきである。</p>	<p>約していく。 (税務課)</p>
<p>(9) 名寄せ統合の強化について</p>	<p>現状は、名寄せ統合の一致の完全性を重視して名寄せ統合があまり行われていない。そのため、端末のデータは実際の納税者よりもかなり多く登録がなされておりデータベースとして不完全な状態にある。マイナンバー制度の有効活用により名寄せ統合の強化を図るべきである。</p>	<p>これまでも名寄せ統合は進めてきたが、今後もデータの完全一致を前提とし、慎重な取扱いのもと、引き続き統合を進めていく。 (税務課)</p>
<p>(10) 収税業務での名寄せ統合の強化について</p>	<p>名寄せの統合が行われずかつ税務オンラインシステムで紐付ができていない場合、別々の納税者として登録が行われる。滞納者が住所変更し県税事務所の管轄が変更</p>	<p>名寄せの統合については、同姓同名の別人を誤って統合してしまうことによる情報漏洩の危険性もあるため、その取扱いは慎重にしなければならないが、調査によっ</p>



された場合、複数の県税事務所で同一の滞納者に対して徴収権を有することになる。名寄せの統合が行われていないと複数の県税事務所の滞納税額がある場合、同一の滞納者として把握することができなくなってしまう。

収税業務において、気づいた都度名寄せを実施しているとのことであるが、同一の県税事務所であれば情報も密となることから名寄せ統合はされやすい。しかし、県税事務所間で重複するものは、情報交換が密接にされなければ名寄せ統合は困難である。名寄せ統合があまり積極的に行われていないのであればなおさらである。

複数の県税事務所の滞納税額として把握できていなければ、県税事務所間での情報共有はまったく行われなくなる。また、本来共同で滞納整理ができていたものが、単独の差押に終わってしまうこともある。それゆえ、収税業務の段階に入ったのならば、名寄せ統合の強化を図っていくべきである。

て統合すべきであると判明したもののについては、これまでも統合を行っており、今後も同様に取り扱っていく。  
(税務課)

## 12 税務オンラインシステム

### (1) アクセスデータのモニタリングについて

税務オンラインシステムの運用上、システムへのアクセスデータを7年間分保管している。税務課では、このデータを統計処理した資料を月に1回プリントアウトして、各県税事務所毎のシステムへのアクセスや業務毎の利用時間等をモニタリングしている。

しかしながら上述の統計処理は、システムの利用者毎には行われておらず、特定の個人による不正アクセスの試み等を発見することは困難である。システムへのアクセスデータを有効に活用して、利用者毎の利用状況のモニタリングを定期的に行うべきである。

平成27年11月以降、税務オンラインシステムへのアクセスデータに基づき、利用者毎の使用状況が確認できる統計資料を月ごとに作成することとした。

さらに、作成した統計資料に基づき利用者毎の使用状況を毎月確認している。  
(税務課)

### (2) オフライン業務に係る利用者の制限及び利用者の記録について

税務オンラインシステム以外の下記の4つのオフライン業務については、オペレーティングソフトウェアのID及びパスワードを設定し、利用できる端末を制限して

平成28年9月から、全てのオフライン業務について利用者ごとのIDとパスワードによる利用制限を行うこととし、利用者毎のアクセス記録も残すよう改修した。

いる。更に「免税証交付システム」には、業務ソフトウェアID及びパスワードも設定し、利用者の制限を行っている。しかしながら、「免税証交付システム」以外の業務では、利用者の制限は行っておらず、また、「免税証交付システム」業務を含む下記の全ての業務について、利用者の記録が残っていない。

上記はいずれも極めて重要な情報を取り扱う業務であることから、税務オンラインシステムでの業務と同様、「免税証交付システム」以外の業務では、利用者の制限を行うとともに、「免税証交付システム」業務を含む上記の全ての業務についてアクセス記録を残すべきである。

(3) 税務オンラインシステムの暗証番号保護の脆弱性について

税務オンラインシステムへログインするには、職員IDの入力は必要なく、県税コードと数字の暗証番号の入力のみ必要である。数字の暗証番号は約300名の職員に対して採番されており、使用できる数列に限りがあるうえに、連続して暗証番号を誤った場合のロック機能なども付いていないため、暗証番号の解読が極めて容易である。

また、暗証番号保護が脆弱なため、税務オンラインシステムで採用しているアクセス・コントロールの実効性も損なわれている。

よって、暗証番号の桁数を増やすことや職員IDとの組み合わせにするなどの対策を講じるべきである。

(4) セキュリティケーブルの使用について

「栃木県情報セキュリティ対策基準」では、ノートパソコンなどを机上へ固定できると規定しているが、ノートパソコンを机上へ固定していない事務所があった。特に個人情報も多く扱う県税事務所等においては、ノートパソコンの盗難などのリスクを避けるため、セキュリティケーブルなどを使用し、物理的なセキュリティを強化すべきである。

今後は、定期的なパスワードの変更やアクセス記録の確認を行っていく。  
(税務課)

税務オンラインシステムのセキュリティ対策については、平成27年度から暗証番号単位の使用状況の確認を行うこととしたところであるが、さらなる強化のため、暗証番号の桁数増や生体認証など実効性のある対策を平成28年度から準備を進め、平成30年を目途に導入する。  
(税務課)

平成28年9月に全ての事務所に於いて、ノートパソコンの机上への固定状況について自己点検を実施したところである。今後机上に固定されていないパソコンについては、セキュリティケーブルにより固定など物理的なセキュリティ対策を実施することとした。  
(税務課)

(5) 承認の無効化について

例えば、税務オンラインシステムから出力される個人事業税の計算書には上席者が承認印を押印しているが、税務オンラインシステムには電子承認などの機能が付されていないため、書面での承認後もシステム数値の変更が可能である。さらに、変更履歴も残らないため、事後的な牽制機能もない。

現状では承認による内部統制を無効化する余地があるため、今後は、変更履歴の確認による事後的な牽制機能の構築や電子承認を採用することなども検討すべきである。

平成27年11月から税務オンラインシステムへのアクセスデータを活用して、利用者毎の統計情報の作成と利用状況の確認を毎月実施し、事後的な牽制を行っている。

(税務課)

### 13 県税の納付方法

(1) 県税の納付方法の多様化について

県においては、現在クレジットカードによる県税の納付は導入されていない。

他の地方公共団体においては、一部の税目についてはあるが、既に導入されているところもあり、また、国税についても導入が検討されている。

県においては、自動車税についてコンビニでの納付が導入されているのみである。

徴収率アップのためには、納付方法の多様化を図ることは重要である。

クレジットカードによる納付の導入や、コンビニでの納付税目の拡大については、ぜひとも検討すべき課題である。

平成28年4月から、県税を含めた県公金のペイジー収納サービス等の電子収納を導入した。これに合わせて、自動車税のクレジット収納の導入及びコンビニ収納の全税目への拡大を行ったところである。

今後は、これらの電子収納について適切な運用に努めていく。

(税務課)

### 14 文書管理

(1) 保管庫及び倉庫で保管される文書のリストについて

保管されている税務関係書類のリストが作成されていない。

税務関係書類は、機密保持の重要度は極めて高い書類であるが、現状では、どのような書類が何冊あるのか明確に把握されておらず、紛失等があった場合には、その把握は困難である。

また、保管年限を過ぎた書類は年に一度溶解又は裁断処理されているが、保管書類のリストが作成されていない状況では、溶解又は裁断処理すべき書類が、すべて溶

税務関係の文書の保管に関しては、他の行政文書と同様、栃木県文書等管理規則及び関係要領等に基づき管理しており、保管文書のリストの具体的な取扱いに関しては、文書学事課が示している「ファイリング・システムの手引き」に基づき、文書管理システムに登録されている簿冊情報として管理することになっている。

よって、この手引きに基づく、簿冊情報の整備と現物との確認や、文書管理システムへの入力を

	<p>解又は裁断処理されたかを把握できない。</p> <p>保管書類のリストを作成し、定期的に書類の現物確認をすべきである。</p>	<p>徹底することとした。（税務課）</p>
<p>(2) 県税事務所内の保管庫について</p>	<p>県税事務所内の保管庫（鍵の保管庫も含む）で、鍵がかけられないようになってきている事務所もあり、個人情報を含む書類の保管について、十分注意する必要がある。</p> <p>事務所全体について警備の外部委託を行っているが、最低限、就業時間外は鍵をかけておくべきである。</p>	<p>接客スペースと書類保管庫は構造上離れているので、就業時間中に外部から侵入を受けるという危険性は低いと考える。ただし、就業時間外については、事務所全体への施錠と警備は実施されているが、保管庫の施錠がされていない場合があったので、より安全性を向上させるため、平成28年度から、保管庫の施錠を徹底した。（税務課）</p>
<p>(3) 保管倉庫の鍵の管理簿について</p>	<p>保管倉庫の鍵は、金庫内に保管されているが、鍵の管理簿が作成されていない。</p> <p>税務関係書類の機密性を考慮するならば、倉庫の鍵をいつ誰が持ち出し、返却したかの管理簿を作成する必要がある。</p>	<p>保管庫の施錠の徹底を実施する上で、鍵の管理厳格化も必要となることから、平成28年度から、鍵の管理責任者を任命して、鍵の持ち出しから返却まで管理を徹底した。（税務課）</p>
<p>(4) 倉庫の予備の鍵の保管について</p>	<p>倉庫の予備の鍵が、通常の鍵と同じ金庫に保管されている事務所もある。</p> <p>税務関係書類の機密性を考慮するならば、予備の鍵は、別の場所で保管する必要がある。</p>	<p>平成28年度から、予備の鍵について、通常使用する鍵と別に管理することとした。（税務課）</p>
<p>(5) 滞納処分の停止や不納欠損処理の際に収集した資料について</p>	<p>滞納処分の停止や、不納欠損処理の際に収集した資料のように個人情報記載されたものについて、現状では、その都度担当者がシュレッダー処理しているが、他の税務関係資料と同様に、溶解又は裁断処理し個人情報の保護に努めるべきである。</p>	<p>指摘にある溶解処理まで書類を保管する場合、処分されずに保管される期間が長期化されてしまい、却って情報漏洩のリスクが向上する。</p> <p>よって、平成28年度から、保存年限到来により大量に書類を裁断する場合は、従来どおり職員立会いのもとに裁断し、これ以外は、不要書類発生の際、複数職員立会いの下、直ちに裁断することとした。（税務課）</p>